

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
40	介護保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

門真市は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

大阪府門真市長

公表日

令和7年2月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険事務
②事務の概要	介護保険法、その他介護保険に関する法律、条例及び規則に基づき、介護保険の資格管理、介護保険料の賦課、受給者管理、給付管理、介護保険被保険者証等の発行を行う。 これらの業務を行うに当たって、次の事務において特定個人情報を取り扱う。 1 介護保険被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の適正な資格管理 2 証及び証明書関係（被保険者証、被保険者資格証明書、負担割合証、負担限度額認定証、利用者負担額減額免除認定証、訪問介護利用者負担額減額認定証、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証）の発行及び送付 3 介護保険料額の算定及び賦課に関する事務 4 介護保険料納入通知書及び納付書等の発行及び送付 5 介護保険料の減免、利用者負担額減額等に関する事務 6 要介護・要支援認定の申請受付、認定、給付制限等に関する事務 7 介護給付、予防給付、総合事業に係る給付又は市町村特別給付の支給に関する事務 8 高額介護サービス費、高額介護サービス費相当、高額医療合算介護サービス費等の給付に関する事務とその適正な管理 9 地域支援事業に関する事務 10 適正な資格管理に必要なとなる資料の提供等の求め 11 適正な給付管理に必要なとなる資料の提供等の求め 12 調整交付金の算定に係る事務
③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、住民基本台帳システム、個人住民税システム、宛名・納付システム、国保連合会伝送通信ソフト、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第100の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	＜情報照会事務＞ ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第131、第132の項 ＜情報提供事務＞ ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第2、第3、第7、第11、第15、第42、第56、第65、第69、第80、第83、第86、第87、第108、第115、第125、第128、第131、第132、第144、第161の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	門真市保健福祉部高齢福祉課
②所属長の役職名	高齢福祉課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	門真市 総務部 総務課 〒571-8585 大阪府門真市中町1-1 電話06-6902-5684
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	門真市 保健福祉部 高齢福祉課 〒571-8585 大阪府門真市中町1-1 電話06-6902-6301
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年1月7日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年1月7日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	門真市マイナンバー利用事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底している。また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	毎年度当初に、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月28日	I 関連情報 1の②	介護保険法、その他介護保険に関する法律、条例及び規則に基づき、介護保険の資格管理、介護保険料の賦課、受給者管理、給付管理、介護保険被保険者証等の発行を行う。 これらの業務を行うに当たって、次の事務において特定個人情報を取り扱う。 1 介護保険被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の適正な資格管理 2 証及び証明書関係(被保険者証、被保険者資格証明書、負担割合証、負担限度額認定証、利用者負担額減額免除認定証、訪問介護利用者負担額減額認定証、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証)の発行及び送付 3 介護保険料額の算定及び賦課に関する事務 4 介護保険料納入通知書及び納付書等の発行及び送付 5 介護保険料の減免、利用者負担額減額等に関する事務 6 要介護認定の申請受付、認定、給付制限等に関する事務 7 介護給付、予防給付、総合事業に係る給付又は市町村特別給付の支給に関する事務 8 高額介護サービス費、高額介護サービス費相当、高額医療合算介護サービス費等の給付に関する事務とその適正な管理 9 地域支援事業に関する事務 10 適正な資格管理に必要なとなる資料の提供等の求め 11 適正な給付管理に必要なとなる資料の提供等の求め 12 調整交付金の算定に係る事務	介護保険法、その他介護保険に関する法律、条例及び規則に基づき、介護保険の資格管理、介護保険料の賦課、受給者管理、給付管理、介護保険被保険者証等の発行を行う。 これらの業務を行うに当たって、次の事務において特定個人情報を取り扱う。 1 介護保険被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の適正な資格管理 2 証及び証明書関係(被保険者証、被保険者資格証明書、負担割合証、負担限度額認定証、利用者負担額減額免除認定証、訪問介護利用者負担額減額認定証、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証)の発行及び送付 3 介護保険料額の算定及び賦課に関する事務 4 介護保険料納入通知書及び納付書等の発行及び送付 5 介護保険料の減免、利用者負担額減額等に関する事務 6 要介護・要支援認定の申請受付、認定、給付制限等に関する事務 7 介護給付、予防給付、総合事業に係る給付又は市町村特別給付の支給に関する事務 8 高額介護サービス費、高額介護サービス費相当、高額医療合算介護サービス費等の給付に関する事務とその適正な管理 9 地域支援事業に関する事務 10 適正な資格管理に必要なとなる資料の提供等の求め 11 適正な給付管理に必要なとなる資料の提供等の求め 12 調整交付金の算定に係る事務	事後	
令和7年2月28日	I 関連情報 3	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	・番号法第9条第1項別表第100の項	事後	
令和7年2月28日	I 関連情報 4の②	<情報照会事務> ・番号法第19条第8号別表第二 93、94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第46条、第47条 <情報提供事務> ・番号法第19条第8号別表第二 1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、93、94、95、108、117の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第44条の4、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3	<情報照会事務> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第131、第132の項 <情報提供事務> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第2、第3、第7、第11、第15、第42、第56、第65、第69、第80、第83、第86、第87、第108、第115、第125、第128、第131、第132、第144、第161の項	事後	
令和7年2月28日	I 関連情報 6	新規追加	－	事後	
令和7年2月28日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業	新規追加	[十分である] 門真市マイナンバー利用事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底している。また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力	事前	
令和7年2月28日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	新規追加	[9] 従業者に対する教育・啓発] [十分である] 毎年度当初に、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事前	